

元本保証・預金保険対象

店頭
限定

相続された資産の運用をお考えの皆さまに

円預金

相続定期預金

ご家族から受け継がれた大切なご資産を、特別金利の定期預金でお預りいたします。

元本保証・預金保険対象

適用利率

期間
6ヵ月

または

期間
1年

年 **0.325%**

(税引後 年0.2589%)

例) 500万円を6ヵ月ものにお預け入れの場合 ⇒受取利息 約6,470円(税引後)

※金利は2016年7月1日現在。金利は変更となる場合があります。

【相続定期預金について】●金利は当初6ヵ月間のみまたは当初1年間のみ適用となり、満期日に元金金は円普通預金に入金され、満期日以降は円普通預金店頭表示金利が適用されます。●利息は源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。また、税引後金利は、表示位未満がある場合は表示位未満切り捨てとなります。●【利息計算例】[500万円を6ヵ月ものにお預け入れの場合]500万円×金利 年0.2589%(税引後)×6ヵ月÷12ヵ月=約6,470円。[500万円を1年ものにお預け入れの場合]500万円×金利 年0.2589%(税引後)=約12,940円。利息計算例は元本に税引後金利と預入期間を乗じた単純計算です。実際は1年を365日とした日割り計算(預入日数に応じた単利計算)であるため、お受取利息は若干異なる場合があります。利息は満期日に一括でお受け取りいただけます。●中途解約された場合は特別金利は適用されず、当行所定の中途解約利率が適用されます。●円定期預金は元本保証・預金保険の対象です。●店頭商品説明書をご用意しておりますので、必ずご確認ください。

ご利用いただけるお客さま

当行にて相続手続きを完了されてから1年以内のお客さま

- ・被相続人さまとの関係がわかる書類をご提示いただく場合がございます。
- ・当行での相続手続き書類をお持ちのお客さまは、ご持参ください。

お預け入れ可能な資金

相続により取得された資金(以下のものに限り)を原資として、お預け入れいただけます。

- ・預貯金
- ・投資信託などの有価証券を解約・換金した代金
- ・保険金(一括受取分に限る)

同一の相続については、他の金融機関にて相続のお手続きを完了された資金もお預け入れいただけます。

預入金額

500万円以上1円単位

- ・同一の相続にて取得された資金の金額を上限とします。

預入期間

6ヵ月または1年

- ・満期時に元本と利息(税引後)が新生総合口座パワーフレックスの円普通預金に入金されます。
- ・自動継続はありません。自動解約型のみのお取り扱いとなります。

お取り扱い窓口

店頭のみ



ご注意

- 同一の相続について1回のみお預け入れいただけます。
- 市場動向等により適用金利を変更または本預金の取り扱いを中止する場合があります。なお、お預け入れ時に適用された金利は満期まで変わりません。
- 店頭・新生パワーコール(お電話)・新生パワーダイレクト(インターネット)で中途解約可能です。中途解約された場合は特別金利は適用されず、当行所定の中途解約利率が適用されます。

詳しくは、必ず裏面をご確認ください。

相続定期預金 商品説明書 (平成25年12月2日現在)

1	商品名	相続定期預金
2	販売対象	<p>当行で相続手続を完了してから1年以内に、相続により取得した預貯金等(預貯金および投資信託その他当行所定の金融商品の解約資金等をいい、以下「相続取得資金」といいます。)を原資としてお預け入れいただける方で、パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さま。</p> <p>* 同一の相続について、1度のみのご利用と致します。同一の相続による相続取得資金をこの預金に複数口に分けて預け入れること、およびいったんこの預金に預け入れた相続取得資金をその満期後または中途解約後にこの預金に再度預け入れることはできません。</p> <p>* 当行における相続手続を経て取得した相続取得資金に限らず、同一の相続について他の金融機関における相続手続を経て取得した相続取得資金をこの預金の原資とすることも可能です。この場合には、当該相続取得資金の金額を確認できる書類をご提示いただきます。</p> <p>例) 他の金融機関における被相続人名義口座の解約済通帳または計算書(写)、遺産分割協議書(写)、遺言書等で当該相続取得資金の金額を確認できるもの。</p>
3	預入期間	<p>6ヵ月または1年</p> <ul style="list-style-type: none"> 満期日は預入日の6ヵ月後、または1年後の応当日とします。 預入日が月末日の場合または預入日の応当日が存在しない場合には、預入日の属する月の6ヵ月後または1年後の応当日の末日を満期日とします。 自動継続のお取り扱いはできません。
4	預入方法・取扱通貨・最低預入金額・預入限度額・預入単位	<p>(1)預入方法:一括預入。ただし、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金からの振替入金に限ります。預入時は店頭にてのみお取り扱いします。</p> <p>(2)取扱通貨:円</p> <p>(3)最低預入金額:500万円以上</p> <p>(4)預入限度額:同一の相続により取得した相続取得資金の金額を限度とします。</p> <p>(5)預入単位:1円単位</p>
5	満期日処理方法	自動解約型のみのお取り扱いとなり、満期日に元金・利息ともにお客さまのパワーフレックス口座の円普通預金に入金します。
6	利息	<p>(1)適用利率</p> <ul style="list-style-type: none"> 預入時の店頭表示の利率(約定利率)を満期日まで適用します。 具体的な利率については、窓口または新生パワーコールなどにお問い合わせください。 <p>(2)利払頻度・支払方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 満期日に一括して、上記5記載の方法により支払います。 <p>(3)計算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 預入日から満期日の前日までの日数につき、付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。端数は切り捨てます。
7	満期日以降の利息	満期日以降にお客さまのパワーフレックス口座の円普通預金に入金されたこの預金の払戻金にかかる利息は、円普通預金利率を適用することにより計算されます。利払頻度、計算方法については、パワーフレックス口座の円普通預金の商品説明書をご参照ください。
8	中途解約時の取り扱い	<p>満期日前に解約する場合は、預入期間に応じ、以下の中途解約利率により計算した利息から税金を差し引いた金額とともに元本金額を払い戻します。なお、預入日当日の解約は受付できません。また、元本の一部のみの解約はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 預入期間6ヵ月の場合:解約日における普通預金利率 預入期間1年の場合:預入日から解約日までの期間に応じ、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 6ヵ月未満・・・解約日における普通預金利率 6ヵ月以上1年未満・・・約定利率×50% <p>* 上記「普通預金利率」は、パワーフレックス口座の円普通預金の適用利率のうち、金額階層『1円以上、100万円未満』に適用される利率とします。</p>
9	預金保険	預金保険の保護対象です。この預金は「決済用預金」ではありませんので、お客さまが当行にお預け入れの他の定額保護預金と合算して、元本1,000万円までとその利息のみが保護されます。
10	当行が契約している指定紛争解決機関	<p>お取引についてのトラブルなどは、金融ADR制度により指定された紛争解決機関における苦情処理・紛争解決の枠組みのご利用が可能です。金融ADR制度とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。</p> <p>一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
11	税金	<p>利息:源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)として課税されます。</p> <p>詳しくは、お客さまご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。</p>
12	当座貸越サービス	この預金は、「パワーフレックス口座円貨預金規定」で定める当座貸越にかかる担保預金の対象です。
13	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 既に当行にお預け入れのお客さま名義の預金等(相続によるものではない預金等)でのお預け入れはできません。 店頭のみのお取り扱いとなります。 他のキャンペーン等の金利上乘せとの併用はできません。

商品の詳しい内容については、店頭または新生パワーコールまでお問い合わせください。

お申し込み・お問い合わせはお気軽に

新生パワーコール

【通話料無料/24時間365日受付】

インターネット

0120-456-860

新生銀行

検索

www.shinseibank.com

Color your life

新生銀行